

日帰りバス旅行



マスクメロン1玉
お持ち帰り付き!



今年も日帰りバス旅行を開催いたします。昨年大好評だった山梨の「ぶどう狩り」に続き、今年は伊豆で、珍しい「メロン狩り」を楽しめます！新鮮メロンの試食の他に、自分で狩った採りたてマスクメロン1玉お持ち帰り付きの豪華なプランです。

メロン狩りの他にも、三島スカイウォークにて、日本一長い吊り橋から、天気が良ければ富士山や駿河湾を眺めることができます。緑あふれる吊り橋では、気持ち良い風が頬を撫で、大自然を感じます。お食事は沿津で金目鯛の煮つけやお刺身など、海の幸をご堪能いただけます。同封のチラシをご覧ください。

お申し込み期間は8月16日～8月31日になります。

無料相談のお知らせ

税理士

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

【実施日】 9月13日(水)、10月11日(水)、11月8日(水)

【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室

【時間】 各回とも 10～12時/13～16時 (お1人1件1時間)

弁護士

「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「相続」など、法律問題を当会の顧問弁護士にご相談いただけます。

【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます

※毎月5名まで、お一人1時間

【会場】 田中法律事務所など

生命保険

「どれがいいの?」「毎月の金額が高い」などの悩みを「ファイナンシャルプランナー」の資格をもったスタッフがご相談させていただきます。

【実施日】 随時受付

各相談については申告会へご予約ください。

口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者お一人につき 6,000円 (R5年11月～R6年4月分)	10月6日(金)

休館日

8月14日(月)、15日(火)お盆休み

8月の全土曜、

9月9日(土)、

および土曜日の午後、日曜日・祝日

国がつくった、安心でお得な制度 小規模企業共済制度

節税と退職金積立が同時にできる

小規模企業共済制度は、個人事業主の方が仕事を廃業された時に受け取れる“退職金”制度です。厚生年金や退職金がない個人事業主の方にはもってこいの制度です！ご興味がある方はご相談ください。

- ポイント① 無理のない掛金**
月1,000円～70,000円の間で選べます。掛金の上げ下げも可能です。
- ポイント② 掛金は全額所得控除**
この所得控除は節税効果大！所得税、住民税が下がる可能性があります。
- ポイント③ 退職金が貯められる**
自分ではなかなか貯められない退職金を積立、廃業時に受け取れます。

月1,000円から始められるケガの保険

東京青色 傷害保険 従業員も福利厚生にも！

傷害死亡 700万円、入院 1日 3,400円、通院 1日 1,700円

- ✓ケガによる死亡から入院、通院を補償
- ✓仕事中、交通事故のケガも補償
- ✓90才まで加入できます

日本人の2人に1人がかかるといわれています

東京青色 がん保険 例：35才女性・基本補償加入で 月352円！

がん診断保険金 100万円、入院保険金 1日 10,000円など

- ✓生後15日～89才まで入れます
- ✓女性特有のがんもオプション追加で補償！
- ✓先進医療の技術料もオプション追加で補償！

傷害、がん保険

【補償開始】:R5年11月1日から 【申込締切】:R5年9月20日(水)

詳細は同封のチラシ、または青梅青色申告会へお問い合わせください。
※申し込みは半年に1回です。お早めにお申し込みください。

健康診断 予約受付中 **ご予約はお早めに!**

生活習慣病健診 **8,000円**
青色共済加入者 8,000円
未加入者 10,000円

人間ドック **35,000円**
青色共済加入者 35,000円
未加入者 39,000円

日時：8月1日(火)～8月31日(木)
場所：新町クリニック健康管理センター
受診内容：4、6月の同封チラシまたはHPをご覧ください
申込方法：電話またはFAXで青色申告会へお申込みください

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL：0428-23-0108 FAX：0428-22-4788
HP：https://www.ome-aoiro.com/

受付時間：平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00

休館：第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



(一社) 青梅青色申告会

あおいろ
だより

VOL. 184 - 令和5年8月号 -

着任のごあいさつ

青梅税務署長

すずき しゅんじ
鈴木 俊次



猛暑の候、一般社団法人青梅青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度の定期人事異動により、青梅税務署長を拝命し、東京国税局調査第三部から転任してまいりました鈴木でございます。前任の青木署長同様、変わらぬ御厚誼を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。高野会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

青梅青色申告会におかれましては、記帳・決算指導会のほか、各種講習会や広報活動など幅広い事業活動を長年にわたり精力的に実施され、申告納税制度の根幹である青色申告制度の普及・育成、適正な記帳やe-Taxの利用促進などに大きく貢献されています。また、令和4年分の確定申告相談における青色コーナーでは、青色申告制度や青色決算書の書き方を丁寧に説明頂きました。こうした皆様方のご尽力と熱意ある活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、いよいよ本年10月にインボイス制度が開始されます。10月1日からインボイスを発行する場合の申請期限は、9月30日までに改正されたところですが、課税事業者を選択するかの判断や取引先への連絡、御自身の交付書類の準備などが必要となりますので、お早めに検討や手続きを行っていただきますようお願いいたします。また、昨年12月から新たなキャッシュレス納付手段としてスマホアプリ納付が導入されたところですが、青色申告会の皆様には、是非、e-Taxやキャッシュレス納付をご利用いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びにあたり、一般社団法人青梅青色申告会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

青梅税務署 7月の人事異動

職名	着任	
	氏名	前職名
署長	すずき しゅんじ 鈴木 俊次 国税局調査第三部 調査第36部門 統括調査官	
副署長	かまはら しんや 笠原 伸哉 留任	
	かわかみ まさのり 川上 真永 国税庁 相互協議室 企画専門官	
総務課	さいとう しゅんのすけ 齊藤 俊之介 八王子税務署 資産課税第1部門 統括調査官	
	さくま こうじ 佐久間 貢司 相模原税務署 特別国税徴収官 上席徴収官	

職名	着任	
	氏名	前職名
個人課税 第1部門	統括官	まきの やすひろ 牧野 靖浩 留任
	連絡調整官	きはら のりお 木原 教夫 国税局課税第一部 統括国税実査官 実査官
	指導上席	ひぐち あきと 樋口 彰人 雪谷税務署 個人課税第1部門 上席調査官
個人課税 第2部門	統括官	はまだ のりかず 濱田 徳和 留任
個人課税 第3部門	統括官	まさすみ まさすみ 馬場 正純 八王子税務署 個人課税第2部門 統括調査官
個人課税 第4部門	統括官	えなり みちこ 江成 美智子 留任

担当統括官のお知らせ 青梅税務署個人課税部門では、本会の支部別に担当官を決め、税務相談に当たっております

個人課税部門統括官	担当支部	個人課税部門統括官	担当支部
第1統括官 牧野 靖浩	日の出・北建・南建・三田・自転車・理容	第3統括官 馬場 正純	青梅東部・貸家・瑞穂・奥多摩・共栄会
第2統括官 濱田 徳和	秋川・河辺・歯科医師会・福生・相互会	第4統括官 江成 美智子	霞・羽村・千ヶ瀬・青梅・吉野・五日市

◎インボイス制度について

令和5年度の税制改正で、適格請求書等保存方式（インボイス制度）について見直しが行われました。すでにインボイス発行事業者として登録されている方も、これからインボイス発行事業者になることを検討される方にも、影響のある事項です。あおいろだよりでは6月号と8月号の2回に分けて改正内容をご案内しています。（国税庁ホームページに掲載されているリーフレットを引用しています。）

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年1月～6月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

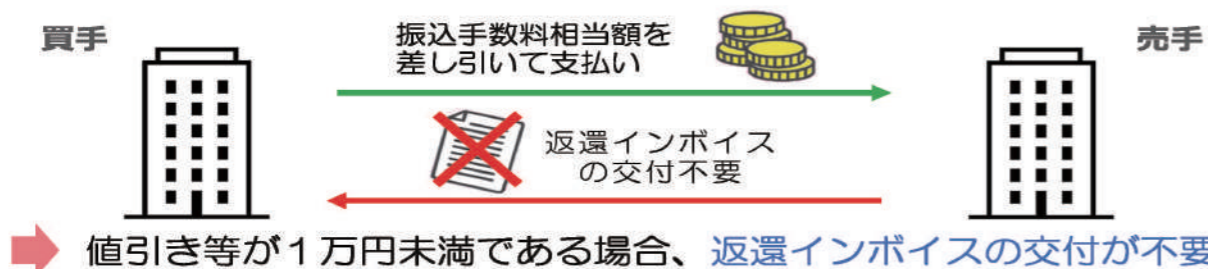
すべての事業者の方が対象！



インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

ポイント1についてはあおいろだより6月号をご参照ください。

ポイント
4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

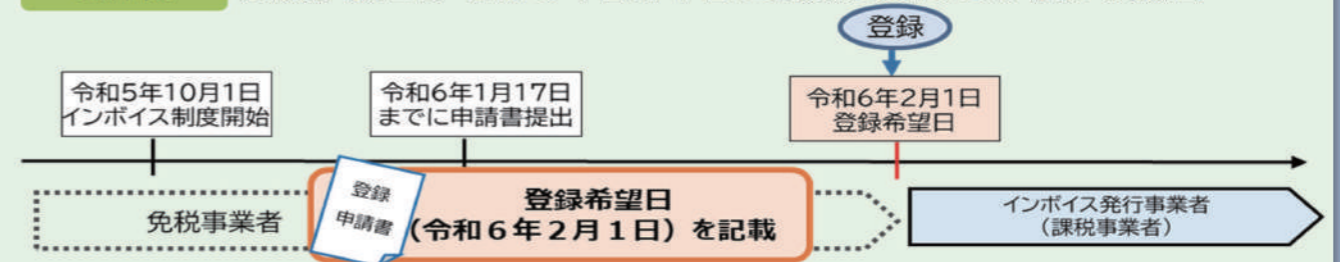
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト
インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター
インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



特設サイト